

第 2 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

「豊中市子ども健やか育み条例」に基づき、こどもが人とつながり、未来を切り拓く力を身につけるとともに、次代の担い手となるこどもを大切に育むことのできる大人となるよう、基本理念を以下のように設定します。

すべてのこどもの人権が尊重され、
健やかに育ち、
社会全体で子育て家庭を支え、
こどもを愛情深く育むまち・とよなか

あわせて、令和5年(2023年)4月1日施行のこども基本法に基づき、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて取組みを進めます。

こどもの人権の尊重をすべての取組みの基礎とします

こどもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることを大切にします。

こどもの健やかな育ちを支えます

こどもには、自ら育つ力と多くの可能性があります。こどもの力を信頼し、または認め、その個性や能力を発揮することができる機会を提供し、こどもの状況に応じた支援をすることで、こどもが自らの個性や能力を最大限に発揮しながら成長することをめざします。

自分自身のこと、家庭のこと、学校のことなど様々な理由から社会的援助が必要な状態のこどもや誰にも相談できず悩みを一人で抱え込んでいるこどもに対しては、関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を行うことをめざします。

こどもの年齢及び成長に応じ、その思いや意見を尊重し、こどもにとって何が最もよいことなのかをこどもと大人がともに考えることをめざします。

（こどもの健やかな育ちとは～豊中市子ども健やか育み条例より～）

こどもは、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園*、学校をはじめとする社会での多様な人との関わりや様々な体験を通して、基本的な生活習慣、自分を大切にする気持ちや他者への思いやり、個性や創造力、そして自ら考え、主体的に判断して行動する力などを養いながら、人とつながり、未来を切り拓く力を身につけていきます。

安心して子育てできるよう地域全体で家庭を支えます

こどもの育ちには、身近にいる特定の大人との愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成が大切であることから、保護者が安心して子育てできるよう、地域全体で保護者を支えることが、こどもの健やかな育ちにつながります。

子育てとは本来、こどもに限りない愛情を注ぎ、日々成長するこどもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。しかしながら、社会環境や生活基盤の変化など子育て家庭を取り巻く状況は厳しくなっており、不安や負担を抱えながら子育てをしている保護者もいます。こうした状況をふまえたうえで、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、保護者がこどもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう地域全体で子育て家庭を支えていく必要があります。

こどもを愛情深く育むまち・とよなかをめざします

保護者を含む地域住民、関係機関・団体、事業者、市民活動団体、学校、行政など、こどもに関わるすべての人がそれぞれの役割について認識し、互いにつながりを深めるとともに、すべての人がこどもや子育て家庭に関心を持ち、地域全体でこどもを育む仕組みづくりが必要です。

2 施策体系

基本理念のもと、「子育て支援」「子育て支援」「安心・安全なまちづくり」の3つを柱にして取り組みます。重点施策は、課題解決や他施策への波及効果などから特に優先して取り組むべき施策を下記のとおり位置づけます。

基本理念	すべてのこどもの人権が尊重され、健やかに育ち、社会全体で子育て家庭を支え、こどもを愛情深く育むまち・とよなか
------	--

重点施策	① 確実に支援に つなぐ ～寄り添い・つなぐ相談援助～ ② 子育ては みんなで ～子育ての社会化～ ③ こどもと ともに ～こども自身による多様な参画～
------	---

施策の柱1	子育て支援 1-1 保育及び教育環境の充実 1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供 1-3 こどもの居場所づくり 1-4 こどもの悩みや不安に対する相談及び支援 1-5 若者の自立支援
-------	---

施策の柱2	子育て支援 2-1 地域の子育て環境の整備 2-2 子育てに必要な情報提供等 2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援 2-4 子育てと仕事の両立の推進
-------	---

施策の柱3	安心・安全なまちづくり 3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備 3-2 こどもの安全確保
-------	---

法 定 計 画
学校を拠点とした放課後の児童の居場所づくりの充実
ひとり親家庭の支援の充実（ひとり親家庭等自立促進計画）
こどもの未来応援施策の推進（こどもの貧困の解消に向けた対策計画）
若者自立支援計画
社会的養育推進計画